

## 第1回

## 検査役の選任

弁護士

阿多博文 Hirofumi Ata

## Ⅰ はじめに

本稿では、会社非訟における実体法と手続法とが交錯する場面として、検査役の選任を取り上げる。検査役については、東京地方裁判所がビジネス・コート（民事第8部）の発足に先駆けて「総会検査役の手引【令和4年版】」を公表したことに伴い<sup>1</sup>、総会検査役（会社法306条）による実務運用が話題となっているが、本稿では、総会検査役のほか、設立時検査役（同法33条）、新株発行時検査役（同法207条、284条）、業務検査役（同法358条）という裁判所が選任する検査役を横断的に比較し、共通点と相違点を整理していく。

検査役選任制度は、平成17（2005）年会社法制定により大きく変容し、また、選任手続を規律する非訟事件手続法（以下「非訟法」という。）も平成23（2011）年改正により手続が整理されている。そこで、本稿では、双方の改正を経た現在の検査役選任制度を示すことを目指して論を進めたい<sup>2</sup>。

## Ⅱ 検査役の制度設計

## 1 裁判所による調査後の措置

(1) 検査役制度では選任された検査役の役割に関心が集まるが、会社法は検査役からの報告を受けた裁判所による措置についても規定している。

検査役から報告を受けた裁判所は（会社法33条4項、207条4項、284条4項、306条5項、358条5項）、総会検査役・業務検査役の選任事件では、必要があると認めるときは、取締役に対し、一定期間内に株主総会を招集すること、また、検査役の調査結果を株主全員に通知することを命じなければならないし（同法307条、359条）<sup>3</sup>、設立時検査役・新株発行時検査役の選任事件では、調査事項（価額）を不当と認めるときは、現物出資財産の価額を変更する決定をしなければならない（同法28条1項1号、33条7項、207条7項、284条7項）<sup>4</sup>。

(2) このように、検査役の選任は、検査役から

1 林史高ほか「座談会 総会検査役の実務と手引」金法2200号（2022年12月）6頁以下。手引本体は「資料」として46頁以下に掲載。神作裕之「座談会 ビジネス・コートへの期待と展望—会社法関連紛争から—」商事2311号（2022年11月）。

2 裁判所が選任した検査役が会社の業務・財産を調査する制度は、欧州諸国の会社法に広く採用されている。江頭憲治郎『株式会社法【第8版】』620頁注（4）（有斐閣、2021年）、酒巻俊雄ほか『英法系諸国の会社法—理論と実務(1)総説・設立・株式と株主』（中村信男）264頁（中央経済社、2021年）。

3 調査結果の通知命令は、会社法制定時に導入された（相澤哲編著『一問一答・新・会社法【改訂版】』92頁（商事法務、2009年））。なお、株主総会決議の招集が求められていた沿革は、江頭・前掲注（2）622頁参照。